

尾張旭市監査公表第18号

平成28年3月31日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

健康福祉部長寿課

監査の指摘事項	措置状況
1 尾張旭市給食サービス事業業務委託において、契約事務は、総額により行われているが、契約締結事務は、単価で行われている。また、契約金額において、千円以下の金額が端数処理されている説明の記載がない。契約規則第15条第1項ただし書の規定により、年間の数量が確定していない場合は、単価により予定価格を定めることができるので検討されたい。	1 平成28年度においては、単価により予定価格を定めるよう見直します。
2 給食サービス申請書の申請者名が記名のみとなっているものが見られた。給食サービス申請書の申請者欄は、「本人署名」又は「記名押印」となることから、記名については押印が必要である。	2 本人署名又は記名押印とするよう徹底します。
3 過誤納介護保険料の還付等についての起案文書において、起案者による日付及び金額の訂正が行われていた。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。	3 文書事務の原則に則った適切な事務処理を行います。
4 公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱において、実績報告書に添付する書類に「領収証の写しなど収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資	4 平成28年4月1日施行で「収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料」を提出するよう要綱を改正しました。

料」が規定されていない。尾張旭市補助金等交付規則第8条第1項第3号で規定している補助事業等実績報告書に添付する「その他市長が必要と認める書類」として、「領収証の写しなど収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料」を要綱に定めるよう、尾張旭市補助金等交付基準第11条第4項で規定されていることから、当該補助金の交付要綱においてもその対応を図る必要がある。